平成２２年（フ）第１２号
兵庫県淡路市志筑1241番地３
債務者　髙井　亜矢
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第４７号
青森市旭町１丁目４番11号　ハイツとざき208号
債務者　小川　久志
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９８号
神戸市須磨区車字竹ノ下1307番地
債務者　酒井　隆好
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５号
神戸市垂水区星陵台５丁目２番１号サンマンション301号、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町神吉1708番地の２
債務者　寺角　千春
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９号
神戸市中央区旗塚通４丁目２番14号
債務者　海妻　彦之
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７５号
神戸市灘区篠原北町１丁目１番27―407号
債務者　岩田　惠子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７号
神戸市垂水区星陵台５丁目２番１号　サンマンション301号、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町神吉1708番地の２
債務者　カントリーキッチンポテトこと　寺角　和久
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４号
神戸市長田区寺池町３丁目４番６号
債務者　吉村可奈枝
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０８号
神戸市長田区雲雀ヶ丘１丁目７番　雲雀ヶ丘住宅２号棟104号、住民票上の住所神戸市中央区下山手通７丁目18番１―1219号
債務者　山口　清美
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６号
神戸市兵庫区湊町１丁目３番19号コーポマコト202号
債務者　山口ちづる（旧姓東郷）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５号
長崎県南島原市深江町丙202番地１
債務者　森山紀美子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第７０２号
青森市里見２丁目４番13号
債務者　滝山　俊明
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
名古屋市中村区鈍池町３丁目89番地　フォーブル鈍池102号
債務者　すなっくあかりこと　齊藤富士江
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０７号
熊本県上益城郡甲佐町大字府領2057番地３
債務者　中村　仁美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０８８号
熊本市改寄町2457番地11
債務者　村上　安弘
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４１号
熊本県上益城郡益城町大字宮園389番地
債務者　尾崎　清美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３号
熊本市上代３丁目17番31号
債務者　豊田　美佐
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部